

全国医師休診共済会会員の皆様へ

# フルガード保険のご案内

(フルガード保険特約付帯普通傷害保険団体契約)



割安な  
保険料

団体割引30%適用

被保険者(保険の対象となる方)ご本人の人数等の募集の結果により、保険料、保険金額などの条件が変更になることがあります。

保険期間：平成22年12月1日午後4時から平成23年12月1日午後4時まで1年間  
保険料支払方法：毎月28日にご指定口座から引き落とします。(平成22年11月は29日)  
募集締切日：平成22年10月18日(月)まで

## ご加入内容に関する大切なお知らせ

\*現在ご加入の方は必ずお読みください  
ますようお願いいたします。

今回更新いただくフルガード保険につきまして、補償内容や保険料に一部改定があります。(1)2010年1月1日始期以降のご契約より、保険法改正による約款等の改定がありました。詳細は、代理店または保険会社までお問い合わせください。また、保険会社のホームページ(<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>)に改定内容を掲載いたしましたので、あわせてご確認ください。

(2)改定後の保険料については、今年度の募集パンフレット等にてご確認ください。上記の商品改定に伴い現在ご加入の方につきましては、上記募集締切日までに、ご加入者の方からの特段のお申し出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は今年度パンフレット等に記載の**改定後の保険料・補償内容**にて、保険会社に保険契約を申し込みます。なお、本内容をご了承いただける方につきましては、特段のご加入手続きは不要です。

\*その他ご不明な点等ございましたら、ご加入の代理店までご連絡ください。

## ご加入内容をご確認ください

ご加入・更新いただく前に保険商品がご希望に合致した内容となっていることを再度ご確認ください。加入依頼書の記載事項等につきましては、重要事項説明書に添付の「ご加入内容確認事項(意向確認事項)」にそってご確認ください。記載漏れ・記載誤りがある場合は、追記・訂正をお願いいたします。また、更新の場合は、現在のご加入内容についてもあわせてご確認ください。万一、誤りがありましたら、代理店までお問い合わせください。

## 全国医師休診共済会

引受保険会社：東京海上日動火災保険株式会社

この保険は全国医師休診共済会をご契約者とするフルガード保険特約付帯普通傷害保険の団体契約です。保険証券を請求する権利および保険契約を解約する権利等は原則として全国医師休診共済会が有します。

## フルガード保険の特長

1. 日常生活でのケガや法律上の賠償責任、携行品の損害、ホールインワン・アルバイトロス費用等の補償をワンセットでご加入できます。
2. 団体割引30%（注）が適用されます。
3. 保険料のお支払いは給与からの引き去りとなりますので、お手続きが簡単です。

（注）被保険者（ご本人）数が10,000人以上の場合の団体割引です。団体募集の結果、被保険者（ご本人）数が10,000人を下まわった場合は、保険料の引き上げまたは保険金額の引き下げ等の変更をさせていただきます。

保険金をお支払いする場合、お支払いする保険金、保険金をお支払いしない主な場合については、後記「補償のあらまし」をご覧ください。

## 保険金額・保険料

フルガード保険の保険金額・保険料は、ご加入するプランやコース等によって異なります。プラン・コース等のご加入方法は次のとおりとなります。

## ご加入方法

基本コース(傷害)に必ずご加入ください。選択コースについては必要な補償をお選びください。

## ご加入手続きのご案内

### 保険期間

平成22年12月1日午後4時～  
平成23年12月1日午後4時までの1年間  
この保険は保険期間の途中でも加入手続きできます。

### 加入締切

平成22年10月18日（月）  
加入依頼書提出先：全国医師休診共済会

### 口座引落

平成22年11月29日（月）より毎月28日ご指定口座から引落を行います。

\* 2回目以降の保険料が引落できない場合は、翌月に2か月分合算で引落となります。2ヶ月連続で引落出来ない場合は原則として脱退の手続きをとらせていただきます。

### 中途加入

毎月15日までに口座確認の取れたものは  
申込の翌月に口座引落が開始。翌々月1日午後0時より補償開始  
（満期日は平成23年12月1日午後4時となります）。

## こんな場合に保険金をお支払いします

### 傷害

日本国内外を問わず、急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされた場合に保険金をお支払いします。  
また、地震、噴火または津波により生じた傷害については天災危険担保特約付帯タイプ（FB・FD）での補償となります。



外出中に転んでケガをした。

## 選択コース

コース

### 個人賠償責任

日本国内外を問わず、日常生活上の偶然な事故により、他人を死傷させたり、他人の物を壊したため、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。



展示中の高価な花瓶を壊してしまった。

コース

### 携行品損害

日本国内外を問わず、自宅外で携行している身の回り品が偶然な事故によって損害を受けた場合に保険金をお支払いします。



旅行中、誤ってカメラを落として壊してしまった。

コース

### ホールインワン・アルバトロス費用

日本国内の9ホール以上を有するゴルフ場で、ゴルフ競技中にホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合に保険金をお支払いします。



ホールインワンを達成し祝賀会を開催した。

### 【ホールインワン・アルバトロス費用についてのご注意】

アマチュアの方だけを対象とするもので、プロ資格の保有者およびゴルフの競技または指導を職業としている方は本担保条項による保険金のお支払いの対象となりません。

原則としてセルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金お支払いの対象にはなりません。セルフプレーでキャディを同伴していない場合は、同伴キャディの目撃証明に替えて次のいずれかの方の目撃証明がある場合に限り保険金をお支払いします。

ゴルフ場使用人 公式競技参加者 公式競技の競技委員 ゴルフ場に入出入りされる造園業者、工業者等  
ゴルフ場内の売店運営業者 ワン・オン・イベント業者 先行・後続のパーティのプレイヤー  
等

達成証明資料（注1）によりホールインワンまたはアルバトロスの達成を客観的に証明できる場合には、同伴競技者および同伴競技者以外の第三者の方の目撃は不要です。

（注1）達成証明資料とは、記録媒体に記録されたビデオ映像等をいいます。

保険金のご請求には、弊社所定のホールインワン・アルバトロス証明書（注2）、各種費用の支払いを証明する領収書およびアテスト済のスコアカードの提出が必要となります。

（注2）弊社所定のホールインワン・アルバトロス証明書には次の全ての方の署名または記名捺印が必要です。

同伴競技者

同伴競技者以外のホールインワンまたはアルバトロスの達成を目撃した第三者

ゴルフ場の支配人、責任者またはその業務を代行もしくは行使する権限を有する者

公式競技で達成されたホールインワンまたはアルバトロスについては、前記 または のいずれかの方の署名または記名捺印、および前記の方の署名または記名捺印が必要です。

達成証明資料によりホールインワンまたはアルバトロスの達成を客観的に証明できる場合には、前記 の署名または記名捺印は不要です。

この場合、達成証明資料の提出が必要となります。

他の保険契約または共済契約から保険金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。

ホールインワンまたはアルバトロスを達成するごとに保険金額（ご契約金額）を限度として保険金をお支払いします。

## 保険金額・保険料表（1口あたりの保険料）

### 基本コース おケガに関する補償

（被保険者はご本人のみ）

職種級別A

タイプ	F A	F B	F C	F D	F E
天災危険担保特約	付帯なし	付帯あり	付帯なし	付帯あり	付帯なし
死亡・後遺障害 保険金額	500万円	500万円	300万円	300万円	767万円
入院保険金日額（注）	2,000円	2,000円	-	-	3,000円
通院保険金日額	1,000円	1,000円	-	-	2,000円
1口 月額保険料	640円	740円	220円	260円	1,080円

保険料は被保険者ご本人の職種級別によって異なります。上記保険料は職種級別A（医師・看護師等）の方を対象としたものです。その他の職種の方は代理店にお問い合わせください。また、ご加入の保険金額は加入限度額以下でお申込みください。

<加入限度額>	天災危険担保 特約付帯なし	天災危険担保 特約付帯あり
死亡・後遺障害 保険金額	7,500万円	5,000万円
入院保険金日額（注）	15,000円	15,000円
通院保険金日額	10,000円	10,000円

（注）手術保険金のお支払い額は手術の種類に応じて入院保険金日額の10倍、20倍、または40倍となります。



### 選択コース 個人賠償責任に関する補償

（被保険者はご本人・ご本人の配偶者・ご本人または配偶者と生計を共にする同居の親族および別居の未婚のお子様をいいます。親族とはご本人の6親等以内の血族および3親等以内の姻族をいい、未婚とはこれまで婚姻歴がないことを言います。この続柄は損害の原因となった事故発生の時におけるものをいいます。）

タイプ	F F
保険金額	1億円
月額保険料	60円

（個人賠償責任の免責金額（自己負担額）は、ありません。）



### 選択コース 携行品損害に関する補償

（被保険者はご本人のみ）

タイプ	F G	F H
保険金額	100万円	50万円
月額保険料	420円	190円

（携行品損害の免責金額（自己負担額）は、1回の事故につき3,000円となります。）



### 選択コース ホールインワン・アルバイトロス費用に関する補償

（被保険者はご本人のみ）

タイプ	F I	F J
保険金額	100万円	50万円
月額保険料	810円	400円



■フルガード保険特約付帯普通傷害保険・家族傷害保険(団体用) 補償のあらまし

保険期間: 1年

被保険者(保険の対象となる方)またはそのご家族が、既に他の保険で同種の保険商品をご契約されている場合には、補償が重複し、保険料が無駄になる場合があります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。

	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いしない主な場合	
傷害 (国内外補償)	死亡保険金	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合(事故により直ちに死亡された場合を含みます。)	死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 既に支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払った金額を控除した残額をお支払いします。	被保険者(保険の対象となる方)や保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ(普通傷害保険については、ご契約者の故意または重大な過失によるケガも保険金のお支払いの対象となりません。) けんかや自殺行為・犯罪行為によるケガ 無免許運転、酒酔運転、麻薬等を使用しての運転中に生じた事故によるケガ
	後遺障害保険金	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合	後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の3%~100%をお支払いします。 保険期間(保険のご契約期間)を通じて合計して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	脳疾患、疾病、心神喪失によるケガ 妊娠、出産、流産によるケガ 外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によるケガ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ(ただし、天災危険担保特約付のFB・FDタイプについては、地震・噴火またはこれらによる津波によるケガについても保険金をお支払いします。)
	入院保険金	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、平常の業務に従事することまたは平常の生活ができなくなり、かつ、入院された場合	入院の日数(実日数)に対して、1日につき入院保険金日額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の期間に対しては、入院保険金はお支払いできません。 入院保険金が支払われる期間中、さらに別の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。	戦争、内乱、暴動等によるケガ* 核燃料物質の有害な特性等によるケガ ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ボブスレー、職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動中のケガ 自動車等の乗用具による競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間のケガ むちうち症、腰痛等で医学的他覚所見のないもの
	手術保険金	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、上記入院保険金がお支払われる場合において、その治療のため、病院または診療所において所定の手術を受けた場合 「所定の手術」の詳細については、弊社のホームページ( <a href="http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/service/sick/operation.html">http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/service/sick/operation.html</a> )をご確認ください。	手術の種類に応じて入院保険金日額の10倍、20倍または40倍をお支払いします。ただし、1事故につき事故の日からその日を含めて180日以内の手術1回に限ります。	
	通院保険金	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障が生じ、かつ、通院(往診を含みます。)による医師の治療を受けられた場合	通院の日数(実日数)に対して、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、通院保険金はお支払いできません。また、支払対象となる「通院の日数」は、90日が限度となります。なお、平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障がない程度になおった時以降の通院に対しては、保険金はお支払いできません。 入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金がお支払われる期間中、さらに別の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。	

上記傷害におけるケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、職業病、テニス肩のような急性性、偶然性、外来性を欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。

	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いしない主な場合
個人賠償責任 (国内外補償)	<p>日本国内外において、被保険者(保険の対象となる方)が次の偶然的な事故により他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりして損害を与え、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合</p> <p>被保険者ご本人の居住の用に供される住宅の所有、使用または管理に起因する偶然的な事故</p> <p>日常生活に起因する偶然的な事故</p> <p>ゴルフカート搭乗中の賠償責任担保特約が自動的にセットされます。</p>	<p>1回の事故につき、賠償責任保険金額を限度に損害賠償金をお支払いします。また、訴訟費用、損害の発生または拡大を防止するために必要とした費用、緊急措置に必要とした費用等もお支払いできることがあります。</p> <p>1 損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、あらかじめ弊社にご相談ください。</p> <p>2 他の保険契約または共済契約から保険金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p>	<p>ご契約者、被保険者(保険の対象となる方)の故意による損害賠償責任</p> <p>地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害賠償責任</p> <p>戦争、内乱、暴動等による損害賠償責任*1</p> <p>核燃料物質の有害な特性等による損害賠償責任</p> <p>職務の遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任)</p> <p>同居の親族に対する損害賠償責任</p> <p>受託品に関する損害賠償責任</p> <p>心神喪失中(泥酔中等)の損害賠償責任</p> <p>自動車(ゴルフカートを除きます。*2)、原動機付自転車、航空機、船舶(モーターボートを含みます。)および銃器(空気銃を除きます。)等の所有、使用等に起因する損害賠償責任等</p> <p>*1 「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」がセットされているため、テロ行為による損害賠償責任は除きます。なお、「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」は、その規定にかかわらず、テロの危険が高まった場合でも解除されません。</p> <p>*2 ゴルフ場のゴルフカート自体の損壊等に対する損害賠償責任については、保険金のお支払いの対象とはなりません。</p>
携行品損害 (国内外補償)	<p>被保険者(保険の対象となる方)の居住の用に供される住宅外において、被保険者が携行する被保険者所有の身の回り品(保険の対象)が偶然的な事故によって損害を被った場合</p> <p>以下の物は保険の対象になりません。 船舶(ヨット・モーターボート・水上バイク・ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機、自動車、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品 自転車、ハングライダー、パラグライダー、サーフボード、ウィンドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 移動電話・ポケットベル等の携帯式通信機器、ノート型パソコン・ワープロ等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品 義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡その他これらに準ずる物 動物および植物 手形その他の有価証券(小切手は除きます。)、印紙、切手 預金証書または貯金証書(通帳およびキャッシュカードを含みます。)、クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに準ずる物 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに準ずる物 等</p>	<p>保険期間を通じ携行品損害保険金額を限度として保険価額(時価額*1)を基準に算定した損害額(1個(1組、1対)あたり10万円を限度とします。また、乗車券・通貨等は合計5万円を限度とします。)をお支払いします。また、損害の発生または拡大を防止するために必要とした費用等もお支払いできることがあります。</p> <p>1 1回の事故ごとに損害額のうち免責金額(自己負担額)3,000円をご自身で負担していただきます。</p> <p>2 他の保険契約または共済契約から保険金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>*1 同じものを新たに購入するのに必要な金額から使用による消耗分を控除して算出した金額をいいます。修理できる場合は修理費に基づいて定められます。</p>	<p>ご契約者、被保険者(保険の対象となる方)、保険金受取人の故意または重大な過失による損害</p> <p>被保険者と生計を共にする親族の故意による損害</p> <p>けんかや自殺行為・犯罪行為による損害</p> <p>戦争・内乱・暴動等による損害*2</p> <p>核燃料物質の有害な特性等による損害</p> <p>無免許運転、酒酔運転、麻薬等を使用しての運転中に生じた事故による損害</p> <p>地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害</p> <p>置き忘れまたは紛失による損害</p> <p>保険の対象が通常有する性質や性能の欠如による損害</p> <p>保険の対象である液体の流出による損害</p> <p>被保険者の居住する住宅(敷地を含みます。)内で生じた事故による損害</p> <p>自然の消耗または性質によるさび、かび、変色、その他類似の事由またはねずみ食い、虫食い等による損害</p> <p>すり傷、掻き傷または塗料のはがれ等単なる外観の損傷であって、機能に支障をきたさない損害</p> <p>偶然的な外来の事故に直接起因しない電氣的、機械的の事故による損害</p> <p>差し押え、徴収、没収、破壊等、国または公共団体の公権力の行使による損害等</p> <p>*2 「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」がセットされているため、テロ行為による損害は除きます。なお、「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」は、その規定にかかわらず、テロの危険が高まった場合でも解除されません。</p>

	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いしない主な場合			
ホールインワン・アルバトロス費用 (国内補償)	<p>同伴競技者および同伴競技者以外の第三者*1の方が目撃したホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合</p> <p>対象となるホールインワンまたはアルバトロスは、アマチュアゴルファーが国内のゴルフ場でパー35以上の9ホールを正規にラウンドし、1名以上の同伴競技者と共にプレー中のホールインワンまたはアルバトロスです。ただし公式競技の場合は、同伴競技者または同伴競技者以外の第三者*1のいずれかの方が目撃したホールインワンまたはアルバトロスが対象です。</p> <p>1 原則としてセルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金お支払いの対象にはなりません。セルフプレーでキャディを同伴していない場合は、同伴キャディの目撃証明に替えて下表の内Aに記載されたいずれかの方の目撃証明がある場合に限り保険金をお支払いします。</p> <p>2 達成証明資料(記録媒体に記録されたビデオ映像等)によりホールインワンまたはアルバトロスの達成を客観的に証明できる場合には、同伴競技者および同伴競技者以外の第三者の方の目撃は不要です。</p> <p>*1 同伴競技者以外の第三者とは、下表Aに該当する方いずれか1名をいいます(Bに該当する方の目撃は対象となりません。)</p>	<p>慣習として負担する次の費用をホールインワン・アルバトロス費用保険金額を限度にお支払いします。</p> <p>同伴競技者、友人等への贈呈用記念品の購入費用(購入代金および郵送費用)。ただし、次の購入費用を除きます。ア.貨幣、紙幣 イ.有価証券 ウ.商品券等の物品切手 エ.プリペイドカード(被保険者がホールインワンまたはアルバトロス達成を記念して特に作成したプリペイドカードの購入費用についてはお支払いの対象となります。)</p> <p>祝賀会費用(ホールインワンまたはアルバトロスを達成した日から3か月以内(祝賀会としてゴルフ競技を行う場合において、被保険者から弊社にゴルフ競技を行う時期について連絡いただき、弊社が承認したときは、ホールインワンまたはアルバトロスを達成した日から1年以内に開催されたゴルフ競技に必要とする費用を含めることができます。)に開催された祝賀会に限ります。)</p> <p>ホールインワンまたはアルバトロスを達成したゴルフ場に対する記念植樹費用</p> <p>同伴キャディに対する祝儀</p> <p>その他慣習として支出することが適当な社会貢献、自然保護またはゴルフ競技発展に役立つ各種費用(ただし保険金額の10%が限度となります。)</p> <p>他の保険契約または共済契約から保険金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p>	<p>ゴルフ場の経営者または使用人の方が、そのゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス</p> <p>ゴルフの競技または指導を職業としている方のホールインワンまたはアルバトロス 等</p>			
	<table border="1"> <tr> <td>A</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>同伴キャディ</li> <li>ゴルフ場使用人</li> <li>公式競技参加者</li> <li>公式競技の競技委員</li> <li>ゴルフ場に入出される造園業者、工事業者等</li> <li>ゴルフ場内の売店運営業者</li> <li>ワン・オン・イベント業者</li> <li>先行・後続のパーティのプレイヤー</li> </ul> <p>等</p> </td> </tr> <tr> <td>B</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>同伴競技者以外の第三者に該当しない方</li> </ul> <p>・帯同者*2</p> </td> </tr> </table> <p>*2 帯同者とは、同伴キャディ以外の方で、被保険者(保険の対象となる方)または同伴競技者がゴルフ競技中に帯同するゴルフ競技を行わない者をいいます。</p>	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>同伴キャディ</li> <li>ゴルフ場使用人</li> <li>公式競技参加者</li> <li>公式競技の競技委員</li> <li>ゴルフ場に入出される造園業者、工事業者等</li> <li>ゴルフ場内の売店運営業者</li> <li>ワン・オン・イベント業者</li> <li>先行・後続のパーティのプレイヤー</li> </ul> <p>等</p>	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>同伴競技者以外の第三者に該当しない方</li> </ul> <p>・帯同者*2</p>	
A	<ul style="list-style-type: none"> <li>同伴キャディ</li> <li>ゴルフ場使用人</li> <li>公式競技参加者</li> <li>公式競技の競技委員</li> <li>ゴルフ場に入出される造園業者、工事業者等</li> <li>ゴルフ場内の売店運営業者</li> <li>ワン・オン・イベント業者</li> <li>先行・後続のパーティのプレイヤー</li> </ul> <p>等</p>					
B	<ul style="list-style-type: none"> <li>同伴競技者以外の第三者に該当しない方</li> </ul> <p>・帯同者*2</p>					

【被保険者(保険の対象となる方)の範囲について】

	ご本人	配偶者	その他のご親族*
傷害、携行品損害、ホールインワン・アルバトロス費用		x	x
個人賠償責任			

\* ご本人または配偶者と生計を共にする同居の親族および別居の未婚のお子様をいいます。親族とはご本人の6親等以内の血族および3親等以内の姻族をいい、未婚とはこれまでに婚姻歴がないことをいいます。この統柄は傷害および損害の原因となった事故発生の時におけるものをいいます。

ご加入の際のご注意

告知義務(ご加入時に代理店または弊社に重要な事項を申し出いただく義務)等

・加入依頼書等に または が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。ご加入時に加入依頼書等に正確に記載してください。これらの表示が事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合はご加入を解除することがあります。ご加入を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください(弊社の代理店には告知受領権があります。)。この保険の普通保険約款では、告知事項は、以下の事項となります(詳細は加入依頼書等をご確認ください。)

被保険者(保険の対象となる方)ご本人の職業・職務

他の保険契約等\*1を締結されている場合には、その内容(同時に申し込む契約を含みます。)

\*1他の保険契約等とは、全部または一部に対して支払責任が同じである保険契約または共済契約をいいます。なお、保険金ご請求時に、他の保険契約等の内容について確認させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

・加入される方(団体の構成員)の氏名(ふりがな)についても併せてご確認くださいませようお願いします。

## 死亡保険金受取人の指定

死亡保険金は法定相続人にお支払いします。特定の方を指定する場合は、必ず被保険者の同意を得てください。また、同意のないままにご加入をされた場合にはご加入が無効となります。死亡保険金受取人の指定を希望される場合は、お手数ですが、代理店までお申し出ください。

## 保険金請求忘れのご確認について

継続してご加入いただく場合は、現在のご契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、ご加入の代理店または弊社まですぐにご連絡ください。なお、本パンフレットの内容は平成22年12月1日以降の補償内容です。それより前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

## ご加入内容を変更されている場合

ご加入内容変更をされている場合、お手元の更新加入依頼書には反映されていない可能性があります。なお、自動更新される場合は、ご契約はこの更新加入依頼書記載の内容にかかわらず、満期日時点のご加入内容にて更新されます。

## ご契約内容および事故報告内容の確認について

損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一被保険者または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について(社)日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っています。確認内容は上記目的以外には用いません。ご不明の点は、弊社までお問い合わせください。

## ご加入後のご注意

### ご加入内容の確認・保管

加入者票はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向通りのご加入内容になっているかどうかをご確認くださいませようお願いいたします。

また、加入者票が到着するまでの間、加入依頼書控等、ご加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点があれば、ご加入の代理店または弊社までお問い合わせください。

### 通知義務(ご加入後に加入内容に変更が生じた場合に代理店または弊社に連絡していただく義務)

・加入依頼書等に「が付された事項(通知事項)」に内容の変更が生じた場合には、遅滞なくご加入の代理店または弊社にご連絡ください。ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがありますのでご注意ください。この保険の普通保険約款では、通知事項は、以下の事項となります(詳細は加入依頼書等をご確認ください。)

被保険者(ご本人)の職業・職務\*2

\*2下記の職業・職務に変更となる場合には、弊社からご案内するご加入内容に変更いただいたり、ご加入を解除させていただ

くことがあります。詳細は、ご加入の代理店または弊社までお問い合わせください。

オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、モーターボート競争選手(水上オートバイを含む)、自転車競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含む)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含む)、力士、その他これらと同程度またはそれ以上の身体・生命の危険度の高い職業・職務

### ご加入後の変更

ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時まで補償を継続することが可能なケースがありますので、ご加入の代理店または弊社までお問い合わせください。

加入内容変更をいただいてから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念の為、連絡先の担当者に、その旨をお伝えいただけますようお願いいたします。

## もし事故が起きたときは

・事故が発生した場合には、30日以内にご加入の代理店または弊社にご連絡ください。

・保険金請求権には、時効(3年)がありますのでご注意ください。

・ケガを被ったとき既に存在していたケガや病気の影響等により、ケガの程度が加重された場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。

・賠償責任事故について、保険会社が被害者の方と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありませんので、被保険者(保険の対象となる方)ご自身が被害者の方と示談交渉を進めていただくこととなります。ただし、損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、必ず事前に弊社にご相談ください。弊社の承認がない場合、保険金を削減してお支払いすることがありますので、ご注意ください。

代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、代理店と有効に成立したご契約については弊社と直接締結されたものとなります。

このパンフレットはフルガード保険特約付帯普通傷害保険の概要をご紹介します。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。なお、約款はご契約者である団体の代表者にお渡しする予定です。必要に応じ団体までご請求ください。また、パンフレットには、ご契約上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読の上、加入者票とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。ご不明な点等がある場合には、代理店までお問い合わせください。

この保険の対象者(被保険者)は全国医師休診共済会の会員およびそのご家族(配偶者、お子様、ご両親、ご兄弟および役員・従業員ご本人と同居されている親族の方)に限ります。ご確認のうえご加入いただきますようお願い申し上げます。団体の構成員でなくなった場合には代理店までご通知ください。

## お問い合わせ先

ご不明の点がございましたら下記までご連絡下さい。

【お問い合わせ先・代理店】  
各課支社にて記入ください

住所  
電話  
FAX

【引受保険会社、ご意見・ご相談先】  
東京海上日動火災保険株式会社  
(担当課支社：各課支社にて記入ください)  
住所  
電話  
FAX

## デイリーサポート

### 暮らしに関する無料相談サービス

介護・健康に関するご相談から暮らしのインフォメーションまで、あなたのデイリーライフをバックアップします。お気軽にご利用ください。\*1

#### 内容

身の回りの法律に関するご相談\*2 身の回りの税金に関するご相談\*2  
介護保険制度やケアプランについてのご相談、各種介護関連事業者のご案内等介護全般に関わるご相談  
看護師による健康についてのご相談 公的年金等の社会保険に関するご相談\*2  
グルメ・レジャー・冠婚葬祭等暮らしの様々な情報のご提供  
介護の仕方や介護保険制度、各種介護関連事業者等の介護に関する様々な情報のご提供

#### 受付時間

平日午前9時～午後5時 平日午後2時～午後4時 24時間365日  
平日午前10時～午後4時 ( は、いずれも土曜・日曜・祝祭日を除きます。)

#### お問い合わせ先

フリーダイヤル 0120-285-110(携帯電話・自動車電話・PHS・衛星電話からもご利用いただけます。)  
フリーダイヤル 0120-262-772(携帯電話・自動車電話・PHS・衛星電話からもご利用いただけます。)  
ホームページアドレス <http://www.kaigonw.ne.jp/>

\*1 ご相談の対象は、保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合で、ご契約者(法人は除きます。)、被保険者(保険の対象となる方をいい、法人は除きます。)、またはご契約者もしくは被保険者の配偶者・同居の親族(以下相談対象者といいます。)に日本国内で発生した身の回りの事象(事業活動等を除きます。)とし、相談対象者のうちのいずれかの方からの直接の相談に限ります。

\*2 弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに時間を必要とする場合があります。

一部のサービスは、弊社提携会社を通じてご提供します。

サービスメニューは、予告なく変更となる場合があります。なお、一部の地域では、ご利用いただけないサービスもありますので、あらかじめご了解ください。

サービスのご利用にあたっては、提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。

MEMO

